

◎新潟県病院局告示第6号

新潟県病院局財務規程（昭和60年新潟県病院局管理規程第5号）第44条の2の規定により、公金の収納に関する事務を次のとおり委託した。

令和6年4月30日

新潟県病院事業管理者 金井 健一

- 1 委託した事務  
新潟県立病院における診療費等未収金収納事務
- 2 受託者の住所及び名称  
東京都中央区日本橋3丁目9-1 日本橋三丁目スクエア12階  
弁護士法人ライズ総合法律事務所
- 3 委託期間  
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで